継続利用要介護者の地域デイサービス利用の流れ

	居宅介護支援事業所	利用者（本人）	あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）	地域デイサービス実施団体	介護予防・地域支援課
要支援・事業対象者		ケアプランに基づく通所	介護予防支援または介護予防ケアマネジメントの手続きによるケアプラン作成 ※居宅介護支援事業所へマネジメントを再委託している可能性もあるが、その場合も、実施団体との窓口はあんしんすこやかセンター	ケアプランに基づくサービス提供	
要介護者		**要介護認定**	要介護認定が判明した時点で、*利用者へ継続利用の意向を確認、実施団体へも連絡* *※「継続利用要介護者」に該当するか迷う場合は、区へ連絡*		*「継続利用要介護者」に該当するか判断*
	居宅介護支援事業所と利用者で契約				
	居宅介護支援へ移行		ケアプランの引継ぎ *※実施団体との顔つなぎ(区が実施団体へ事前に行った受入意向調査で「受入可」とした団体の情報を提供)を行う*とともに、*利用者の意向の引継ぎ・*継続利用の適否について助言する等の支援を、居宅介護支援事業所へ行う		
	アセスメント ※継続利用を希望している場合は、*実施団体へ提供できるサービスの内容を確認し、①介護給付を受けながら引き続き地域デイサービスを利用できること、②提供できるサービスの内容を説明し、継続利用の意向を再確認* *実施団体へアセスメントの結果を伝え受入可否を再確認*			提供できるサービスについて情報提供、居宅介護支援事業所のアセスメントから、*（できるだけ迅速に）*受入可否を判断し伝える	
	アセスメントの結果、地域デイサービスの利用が適切と判断し、かつ、実施団体が受入可の場合、、、 *本人の同意を得た上で「地域デイサービス 継続利用要介護者情報」を作成し実施団体へ情報提供*			*提供された「地域デイサービス 継続利用要介護者情報」を管理*	
	居宅介護支援の手続きによるケアプラン原案作成(地域デイサービスをプランに位置づけ) ※介護給付を併用する場合のみ、継続利用要介護者として、地域デイサービスの継続利用が可能	団体が受入可、かつ、利用が適切な場合（ケアプランに位置付けられた場合）、通所継続が可能 *※介護給付の併用が前提*			
	サービス担当者会議		*必要に応じサービス担当者会議に参加* *※ケアプランを引き継ぐ際に「要支援者等」として地域デイサービスを利用していた際の目標や利用者の状態像を引き継いでいれば、必ずしもサービス担当者会議に参加する必要はない*	必要に応じサービス担当者会議に参加	
		ケアプランに基づく通所		ケアプランに基づくサービス提供	
	居宅介護支援における月１回のモニタリングを通じて状態変化に留意、状態に変化がある場合は改めてアセスメントし必要な対応*（地域デイサービスの利用の適否の判断等）*	*どのような時（状態変化・長期欠席等）に連絡をとり合うのか、通所前及び随時、互いに確認し合う*		要介護者の利用が続く間、状態や利用状況の変化について、*居宅介護支援事業所等へ情報提供* *◆状態変化（例）* *・開催日時を間違える* *・食事や排泄が自立できなくなってきている等* *◆長期欠席（例）* *・要介護者が２回連続で欠席し、本人と連絡がとれない場合 等*	
				≪活動月の翌月 15 日まで(毎月)≫ ※継続利用要介護者の利用があった団体 例月の活動報告時に継続利用要介護者を含め報告・交付請求 ※通信欄を用いて、要介護者の状態変化・長期欠席についても報告 → 受理・審査 補助金交付 *※通信欄から、要介護者の状態変化・長期欠席が見られた場合は、実施団体へ居宅介護支援事業所に情報提供済か確認、未なら情報提供勧奨*	
	モニタリングの結果、介護給付の利用がなくなり地域デイサービスのみ利用となった場合、、、				
	ケアプランの引継ぎ		*介護予防ケアマネジメントＢへ移行* *※介護予防ケアマネジメント依頼届を提出*（詳細「介護予防ケアマネジメントマニュアル」を参照）		